

41 被災地域農業復興総合支援事業

【20,000百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被災した市町村が策定する復興プランに基づき、必要となる農業用施設の整備等を行う市町村を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災の被災地域の農業の復興を図るためには、様々な農業用施設等を一度に整備する必要がありますが、被災地においては、農業用施設等の整備に必要な資金調達能力を備えている地方公共団体は少なく、このままでは、復興への第一歩が踏み出せない状況にあります。

政策目標

被災地域の農業の復興

<主な内容>

被災地域の農業の復興のための総合支援

20,000百万円

被災地域が策定した復興プランに掲げられた農業復興を実現するため、市町村が実施する乾燥調製施設や水耕栽培施設等の農業・加工用施設の整備等を総合的に支援します。

補助率：1／2以内

(別途、地方負担の軽減
措置を予定)

事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課(03-6744-2148(直))]